

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長

警察庁乙官発第4号、乙生発第4号  
乙刑発第3号、乙交発第3号  
乙備発第3号、乙サ発第3号  
令和5年7月3日  
警察庁次長

警戒の空白を生じさせないための組織運営について(依命通達)

この度、警察庁は、別添のとおり、「警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針」を策定した。各位にあっては、本指針に基づき、実効ある諸対策を推進されたい。

命により通達する。

## 警戒の空白を生じさせないための組織運営の指針

## 1 基本認識

サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化等、近年、我が国の社会情勢が大きく変化しているほか、我が国を取り巻く国際的な情勢も目まぐるしく変化している。警察は、これらの変化が国内の治安情勢に与える影響を的確に捉え、対処していく必要がある。対策が対症療法的なものにとどまったり、安易な前例踏襲や所属・部門間の縦割り等が対策の遅れや警戒すべき事象の見落としにつながったりすることにより、警戒の空白が生じるということは、あってはならない。

また、少子高齢化や地方の過疎化と都市部への人口集中、人々の働き方の変化は、有限であるリソースの一層の効果的な活用への取組を不可欠なものとしている。

警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する諸課題に的確に対応するためには、情勢の変化と組織の現状を俯瞰的に分析し、警察組織全体の最適化を図るためのリソースの再配分を含めた総合的な対策を、これまで以上に強力に推進する必要がある。

## 2 重点的に取り組むべき事項

警察庁及び都道府県警察の全ての所属・部門において、日々生起する治安事象への対応に当たって警戒の空白が生じていないか、組織運営の合理性・効率性の向上や業務の高度化に取り組むべき点はないか等の観点から、幅広く業務の点検を行った上で、以下の事項に取り組むこと。

## (1) 部門を超えたリソースの重点化等

治安事象への対応に警戒の空白が生じており、早急に手立てを講ずるべきと判断される分野等については、その本質的課題を見極めた上で、警察組織全体から捻出したリソースを重点的に投入するほか、従来の枠組みにとらわれない連携を構築するなど、真に効果的な対応方策を検討し、対策を抜本的に強化すること。

## (2) 能率的でメリハリのある組織運営

情勢の変化に応じ、前例踏襲を排した体制や業務の見直しを適切に行うほか、先端技術・情報通信技術の活用等により、業務の合理化・効率化を徹底的に行い、能率的でメリハリのある組織運営を推進すること。

また、これにより生じたリソースについては、早急に手立てを講ずるべき警戒の空白への対応その他の重点事項に対する機動的対応のために、有効に活用すること。

## (3) 先端技術の活用等による警察活動の更なる高度化

警察活動の更なる高度化を図るため、AIやドローンをはじめとする先端技術の活用を一層推進するほか、情報システムの共通化及び集約化等を図る

とともに、従来の枠組みにとらわれない都道府県警察間の連携強化、関係機関・団体との連携強化等を推進すること。

(4) 働きやすい職場環境の形成等

職員個々の置かれている環境や働き方等が多様化する中、超過勤務の縮減や休暇取得の促進、仕事と子育て・介護の両立等に向けた取組をより一層推進し、職員一人一人が士気高く、その力を十全に発揮できる職場環境の形成等を図ること。

3 推進体制

(1) 警察庁における推進体制

警察庁に、別紙のとおり、「警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置し、2に記載する取組のうち警察庁で取り組むべき事項や全国的な観点から都道府県警察で取り組むべき事項の具体化、当該取組の実施状況の把握及び当該取組の更なる推進を図るものとする。また、推進本部が定めるところにより、下部組織を置くことができるものとする。

(2) 各都道府県警察における推進体制

各都道府県警察においても、警察庁のものを参考に推進体制を構築すること。推進体制においては、組織内の職員の意見を幅広く把握しつつ、縦割りを排して俯瞰的立場から検討を行うこと。

## 警戒の空白を生じさせないための警察力最適化推進本部構成員表

本 部 長	警 察 庁 長 官
本 部 長 代 理	次 長
本 部 員	官 房 長 生 活 安 全 局 長 刑 事 局 長 交 通 局 長 警 備 局 長 サ イ バ ー 警 察 局 長 組 織 犯 罪 対 策 部 長 外 事 情 報 部 長 警 備 運 用 部 長 総 括 審 議 官 技 術 総 括 審 議 官 政 策 立 案 総 括 審 議 官 そ の 他 本 部 長 が 指 名 す る 者

備考 推進本部の庶務は、長官官房企画課において行う。